

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県呉市広多賀谷二丁目3番9号

氏名 株式会社 岩本商店
代表取締役 岩本 真継

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原 芳明



許可の年月日 令和元年8月19日

許可の有効年月日 令和6年8月18日

1. 事業の範囲

事業の区分
収集運搬（積替え・保管行為を含む。）

産業廃棄物の種類

【積替え・保管行為を含まない】

・燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）

・動植物性残さ

・鋳さい

・ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）

（これらのうち、石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

【積替え・保管行為を含む】

・汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）

・廃油

・廃酸

・廃アルカリ

・廃プラスチック類（廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。）

・紙くず

・木くず

・繊維くず

・ゴムくず

・金属くず（廃容器包装を含み、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板及び自動車等破砕物を除く。）

・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

（廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、廃ブラウン管及び自動車等破砕物を除く。）

・がれき類

（これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面記載のとおり

3. 許可の条件
余白4. 許可の更新又は変更の状況
令和元年8月19日 新規許可 以下余白5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・~~無~~

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

	所在地	面積	種類	保管上限	積上げ高さ
1	呉市広多賀谷三丁目 3番79	2.0㎡	汚泥	0.75㎡	屋内容器保管
2	呉市広多賀谷三丁目 3番79	2.0㎡	廃油	0.75㎡	屋内容器保管
3	呉市広多賀谷三丁目 3番79	2.0㎡	廃酸	0.75㎡	屋内容器保管
4	呉市広多賀谷三丁目 3番79	2.0㎡	廃アルカリ	0.75㎡	屋内容器保管
5	呉市広多賀谷三丁目 3番79	8.0㎡	廃プラスチック類	7.2㎡	屋内容器保管
6	呉市広多賀谷三丁目 3番79	8.0㎡	紙くず 木くず 繊維くず	7.2㎡	屋内容器保管
7	呉市広多賀谷三丁目 3番79	2.0㎡	ゴムくず	0.75㎡	屋内容器保管
8	呉市広多賀谷三丁目 3番79	8.0㎡	金属くず	7.2㎡	屋内容器保管
9	呉市広多賀谷三丁目 3番79	16.0㎡	ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず	16.0㎡	屋内容器保管
10	呉市広多賀谷三丁目 3番79	16.0㎡	がれき類	16.0㎡	屋内容器保管
11	呉市広多賀谷三丁目 3番79	2.0㎡	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物)	0.75㎡	屋内容器保管